

# 赤ちゃんが生まれたら行う手続き

いすみ市では、お子さんのいる家庭が安心して子育てができるよう、各種手当や助成を行っています。申請をしないと利用ができないものばかりですので、忘れずに行いましょう。また、市役所に何度も足を運ぶのは大変ですので、一度で済むよう手続きに必要な物を確認しておきましょう。

## 市役所で行う主な手続き

- 1 出生届
- 2 子ども医療費助成の申請
- 3 児童手当の申請
- 4 紙オムツ用ごみ袋の申請

- 5 出生通知書(はがき)の提出



## 提出窓口と手続きに必要なもの

### 1 出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に名前を決めて届出をしましょう。

**必要なもの**

- 出生届(出生証明があるもの)
- 印鑑
- 母子健康手帳
- 健康保険証

【届出窓口・問合せ】 市民課 市民班 ☎62-1114  
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112  
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2112



### 2 子ども医療費助成の申請

お子さんが病気やけがで保険診療を受けたときの医療費を助成するものです。千葉県外など受給券が使用できない医療機関等で保険診療を受けた場合は、いったん窓口で支払をしていただき、後日申請することにより、医療機関等で支払った金額から自己負担金を差し引いた額が指定された口座に振り込まれます。

**必要なもの**

- お子さんの健康保険証
- 印鑑
- 転入の場合は、前住所地での課税証明書

【届出窓口・問合せ】 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120  
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113  
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

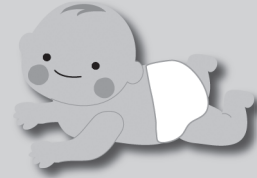


### ③ 児童手当の申請

児童手当は、中学校修了前(15歳に到達後、最初の3月31日まで)までのお子さんを養育している方に支給されるものです。原則、申請のあった翌月分から支給されます。さかのぼっての請求はできません。

#### 必要なもの

- 児童手当認定請求書(窓口にあります)
  - 印鑑
  - 請求者の健康保険証
  - 請求者名義の銀行口座が確認できるもの
  - 転入の場合は、前住所地での所得証明書
- ※公務員の方は勤務先で申請してください。



【届出窓口・問合せ】 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120  
 夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113  
 岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113



### ④ 紙オムツ用ごみ袋の申請

乳児を養育する方に、紙オムツ用ごみ袋を支給し、子育て家庭を支援します。出生されたお子さん1人に対し60枚を支給いたします。

#### 必要なもの

- 印鑑

【届出窓口・問合せ】 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120  
 夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113  
 岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113



### ⑤ 出生通知書(はがき)の提出

おかあさんと赤ちゃんが健康に過ごせるように、「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の事業を実施しています。出生後7日以内に「出生通知書(母子健康手帳別冊1に添付してあるはがき)」を提出しましょう。出生通知書をなくしてしまった方は予備のものをお使いいただけます。

#### 必要なもの

- 母子健康手帳
- 出生通知書

【届出窓口・問合せ】 大原保健センター 健康高齢者支援課健康づくり班 ☎62-1162

## 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問(生後28日まで)



母子健康手帳別冊に添付している出生通知書を提出してください。直接提出ができない場合は52円切手を貼って投函してください。

保健師、助産師等が赤ちゃんがいる全家庭を訪問し、お子さんの発育、お母さんの健康のことなど相談に応じます。里帰り中の方は、里帰り先で対応していただけることもありますので、お問合せください。

■問合せ 健康高齢者支援課 健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162

## 乳幼児訪問

ご希望により、お子さんの成長・発達・健康・子育てなどの訪問相談を実施します。

保健センターは子育ての悩みを気軽に相談できる場所です。  
ひとりで悩んでいるのはつらいこと。ぜひ、ご相談を。

■問合せ 健康高齢者支援課 健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162